第 4574 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 9月 21日 金曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♤ 経済的利益とは

Q：給与課税の対象となる経済的利益というものがあるそうですが、どういうものなのですか？

A：次のような行為で、給与を支給したと同様の経済的利益をもたらすものをいいます。

【解説】

給与課税の対象となる経済的利益には、次のようなものがあります。

①物品その他の資産を贈与した場合におけるその資産の価額に相当する金額
②所有資産を低い価額で譲渡した場合におけるその資産の価額と譲渡価額との差額に相当する金額
③高い価額で資産を買い入れた場合におけるその資産の価額と買入価額との差額に相当する金額
④債権を放棄し又は免除した場合におけるその放棄し又は免除した債権の額に相当する金額
⑤債務を無償で引き受けた場合におけるその引き受けた債務の額に相当する金額
⑥居住の用に供する土地又は家屋を無償又は低い価額で提供した場合における通常取得すべき賃貸料の額と実際徴収した賃貸料の額との差額に相当する金額
⑦金銭を無償又は通常の利率よりも低い利率で貸し付けた場合における通常取得すべき利率により計算した利息の額と実際徴収した利息の額との差額に相当する金額
⑧個人的費用を負担した場合におけるその費用の額に相当する金額